

FAX ・ Eメール 119番通報システム利用案内

このシステムは、肉声による119番通報が困難な聴覚又は発声発語に障がいのある方が、FAXや携帯電話等のメールにより消防車や救急車の出動要請ができるものです。

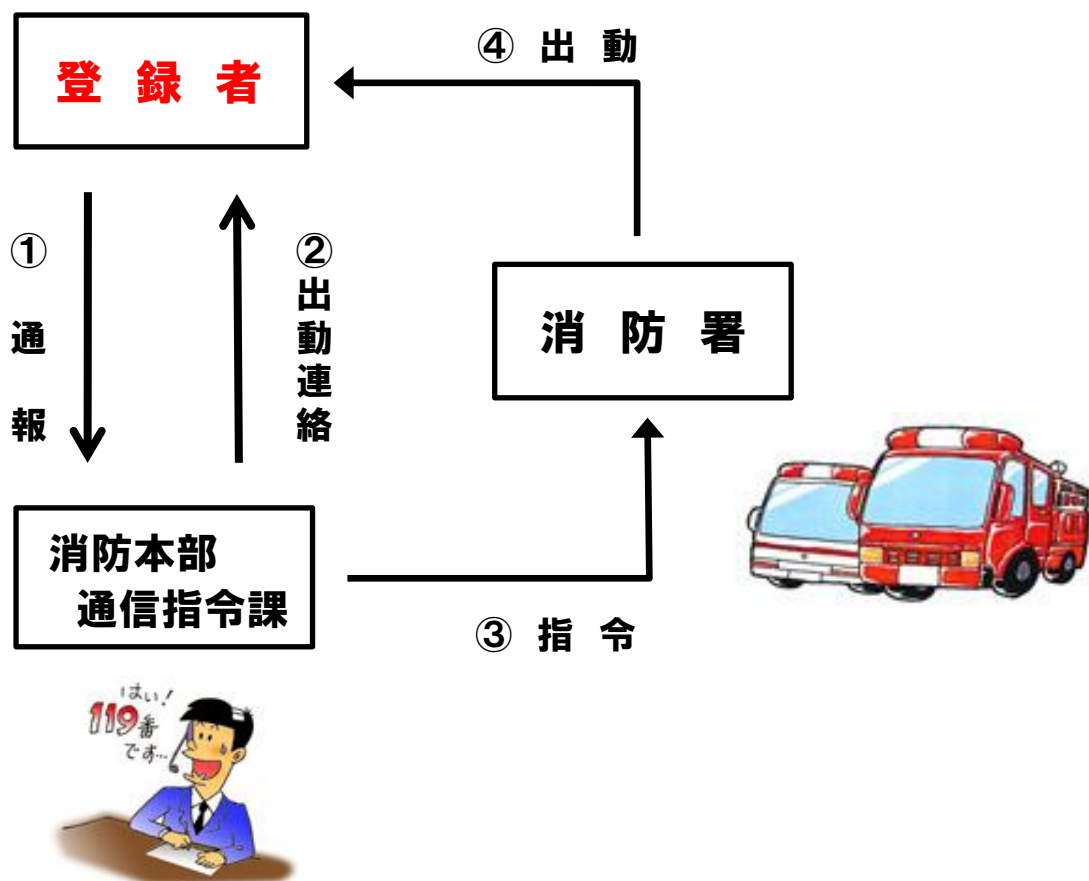
(利用対象者)

白山野々市広域消防本部管内に居住する聴覚障がい者であらかじめ登録した方を対象とします。

(利用条件)

白山市と野々市市における消防車や救急車の出動要請に限り利用できます。

FAX ・ Eメール 119番通報システムの流れ



白山野々市広域消防本部
FAX、Eメール119番通報システム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚機能に障がいがある方、病気などで急に話せなくなった方、通常の会話で意思伝達が不自由な方（以下「聴覚・言語障がい者」という。）からの119番通報をFAXや携帯電話又はパソコンの電子メール機能を活用したEメール等119番通報システム（以下「システム」という。）の受信体制の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 聴覚・言語障がい者とは、次の障がいがある者（以下「聴覚障がい者等」という。）とする。

- (1) 聴覚機能に障害がある方とは、身体障害福祉法による身体障害者手帳が交付されていて、障がいに聴覚・言語障がいが含まれている者をいう。
- (2) 病気などで急に話せなくなった方とは、疾病等により発声発話が不可能であると医師により診断された者をいう。
- (3) その他消防長が必要と認める者。

(システム利用対象者)

第3条 システムの利用対象者（以下「利用者」という。）は、白山野々市広域消防本部（以下「消防本部」という。）管内に居住する前条に規定する聴覚障がい者等で、あらかじめ消防本部に登録した者を対象とする。

(利用者の登録の申し込み等)

第4条 システムの利用を希望する者は、あらかじめ白山野々市広域事務組合消防長（以下「消防長」という。）に様式第1号（利用登録・変更申請書）の申請書を提出し、その登録を受けなければならない。

- 2 消防長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、システム利用者として登録（以下「登録者」という。）するとともに、様式第2号による登録通知書を当該申請者に交付するものとする。

(登録事項の変更届け出)

第5条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく様式第1号の申請書により、消防長に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 消防長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、システム利用者としての登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条の定義に該当しなくなったとき。
- (2) 登録者から登録の取り消しに係る様式第3号（登録取消申請書）の申請書が提出されたとき。
- (3) 虚偽の通報など不適性利用が繰り返し見られたとき。

2 消防長は、前項の規定による取り消しを行った場合は、様式第4号により通知するものとする。

(個人情報の管理)

第7条 消防長は、登録者に係る個人情報を適正に保護及び管理しなければならない。

(聴覚障がい者への支援)

第8条 消防長は、被災聴覚障がい者に対する支援が迅速かつ円滑に行われるよう関係機関と協議し、手話通訳士等の派遣に係る体制を整備しておかなければならない。

(登録制度の推進)

第9条 消防長は、システムの運用にあたり関係機関、関係団体と意思疎通を図った制度推進等を行い、聴覚、言語障がい者への迅速な災害対応による被害の軽減や救命率の向上を図らなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から運用する。

様式第3号

白山野々市広域消防本部 FAX・Eメール119番通報登録取消申請書

年 月 日

白山野々市広域事務組合 消防長 様

申請者
住所
氏名

白山野々市広域消防本部FAX・Eメール119番通報利用登録の取り消しを申請します。

システム利用区分	
登録者名	
登録日	年 月 日
登録番号	
取消し理由	

様式第1号

白山野々市広域消防本部 FAX・Eメール119番通報(登録・変更)申請書

年 月 日

(申込先)
白山野々市広域事務組合 消防長

申込者

住所

氏名

登録希望者との関係()

FAX・Eメール119番通報(利用登録・変更)について、裏面の利用条件及び注意事項を承諾のうえ、申請します。なお、緊急時に消防本部が必要と判断した場合は、記載事項を第三者に情報提供することについて同意します。

1 登録希望者

ふりがな				自宅電話・FAX番号
氏名				電話 FAX
住所				
性別	男・女	生年月日	(明・大・昭・平)	年 月 日
障がい種別	聴覚・言語・その他()			
コミュニケーション方法	手話・筆談・その他()			
システム利用区分	FAX ・ Eメール			
登録メールアドレス	@ ※アドレスは正確に記入下さい。			
利用するFAX番号				

2 緊急時の連絡先(任意)

氏名	
電話	

(裏面へ続く)

(裏面)

※ 記入上の注意事項

(1) タイトルの(登録・変更)及びシステム利用区分(FAX・Eメール)のいずれか又は両方に

○を付けて下さい。

(2) 登録Eメールアドレス及び住所等の記入に誤りがあると登録できませんので、十分注意

して下さい。

(3) 申請書により登録・変更(登録済メールアドレス変更)の申請を行った場合は、消防本部

通信指令課からメール又は郵送で「FAX・Eメール119番通報システム利用開始のお知らせ」が届くまで緊急通報はできませんので注意して下さい。

(4) 変更申請の記載事項は、氏名と変更される項目の記載をして下さい。

(5) 申請書は、白山野々市広域消防本部通信指令課

{〒924-0815 白山市三浦町255番地1 TEL 076-276-1119(代表)

FAX 076-276-9999}へ、郵送又はFAXして下さい。

※問い合わせ先

白山野々市広域消防本部 通信指令課

T E L 076-276-1119(代表)

F A X 076-276-9999

メールアドレス shirei@hakusan-nonoichi.jp

☆利用条件及びその他の注意事項

1 利用条件

- (1) FAX・Eメール119番通報は、白山野々市広域消防本部管内(白山市並びに野々市市)における消防車又は救急車の出動要請に限り利用できるものとします。
- (2) FAX・Eメール119番通報に伴う料金は、登録者の負担となります。

2 その他の注意事項

- (1) Eメール119番通報は、一般の電子メールサービスを利用していますので、回線の混雑等により、消防本部に届くまでに時間がかかる場合や届かない場合があります。
- (2) 緊急FAX番号及びEメール119番通報用のメールアドレスは、あらかじめ機器等に登録しておいて下さい。
- (3) 緊急事態に備えて、事前にFAX例文、通報メール例文を作成しておいて下さい。

「Eメール119通報例」

(ア)タイトル(件名)に『救急』、『火災』などの災害種別を入力します。

(イ)本文に、次の事項を入力し送信して下さい。

- ・ 救急、火災などの種別(タイトルで入力した場合は不要)
- ・ 救急車や消防車が必要な場所を、町名から何丁目何番何号〇〇マンション何階〇〇号室〇〇宅まで入力して下さい。
- ・ 外出先の場合は、その場所の目標(目標となる建物などを入力して下さい。)
- ・ 症状又は災害状況(可能な限り状況を詳しく入力して下さい。)通報内容から、救急車や消防車が必要な場所が特定できない場合は、その場所を特定するため、消防本部から確認メールを送信します。

※ 119番通報内容を確認後、救急車や消防車を出動させます。

(裏面へ続く)

- (4) FAX又はEメール119番通報がなされたときは、消防本部通信指令課から「救急車が出動しました。」等のFAX又はEメールを返信します。当該FAX、Eメールが届かない場合は、直ちに近くの人に助けを求めるなど別の手段で通報して下さい。
- (5) Eメール119番通報を行った後、ビルの中など電波の届きにくい場所に移動した場合には、返信Eメールが届かないこともありますのでご注意下さい。また、携帯電話やパソコンの電源を切らないで下さい。
- (6) 利用者のEメールアドレスその他の登録事項が変更された場合は、遅滞なく本申請書を提出して下さい。
- (7) 転出等により白山市、野々市市に居住しなくなった場合又は利用条件に該当しなくなったときは、遅滞なく登録取消申請書を提出して下さい。
- (8) FAX又はEメール119番通報の利用は登録制ですので、登録者以外の方には通報用のFAX番号又はEメールアドレスを教えないで下さい。
- (9) FAX・Eメール119番通報用のEメールアドレスは、緊急通報専用のため、問い合わせ等には使用しないで下さい。
- (10) 利用者が未成年者の場合は、その保護者が申請して下さい。